

東日本大震災における 厚生労働省の対応

- 平成23年3月11日(金)14:46に三陸沖でマグニチュード9.0の地震が発生。東北地方を中心に地震、津波等により大規模な被害。
- 日本の観測史上最大規模の地震、世界的にも1900年以降、4番目の規模の地震となる。



人的被害	
死者	15,858名
行方不明者	3,057名
負傷者	6,077名

建築物被害	
全壊	129,527戸
半壊	256,877戸
一部損壊	705,871戸

(以上警察庁調べ5月2日時点)

被災者支援の状況	
全国の避難者	344,477名

(以上復興対策本部調べ4月11日時点)

被災地の病院・診療所の被害の状況

(医政局7月11日時点まとめ)

	病院数	東日本大震災による被害状況	
		全壊	一部損壊 ^{※1}
岩手県	94	3	59
宮城県	147	5	123
福島県	139	2	108
計	380	10	290

	診療所数		東日本大震災による被害状況			
	医科	歯科	全壊		一部損壊 ^{※1}	
			医科	歯科	医科	歯科
岩手県	927	613	38	46	76	79
宮城県	1,626	1,065	43	32	584	372
福島県	1,483	919	2	5	516	376
計	4,036	2,597	83	83	1,176	827

※1 全壊及び一部損壊の範囲は、県の判断による。「一部損壊」には、建物の一部が利用不可能になるものから施設等の損壊まで含まれる。

※2 一部確認中の病院・診療所がある。

被災地の社会福祉施設等の被害

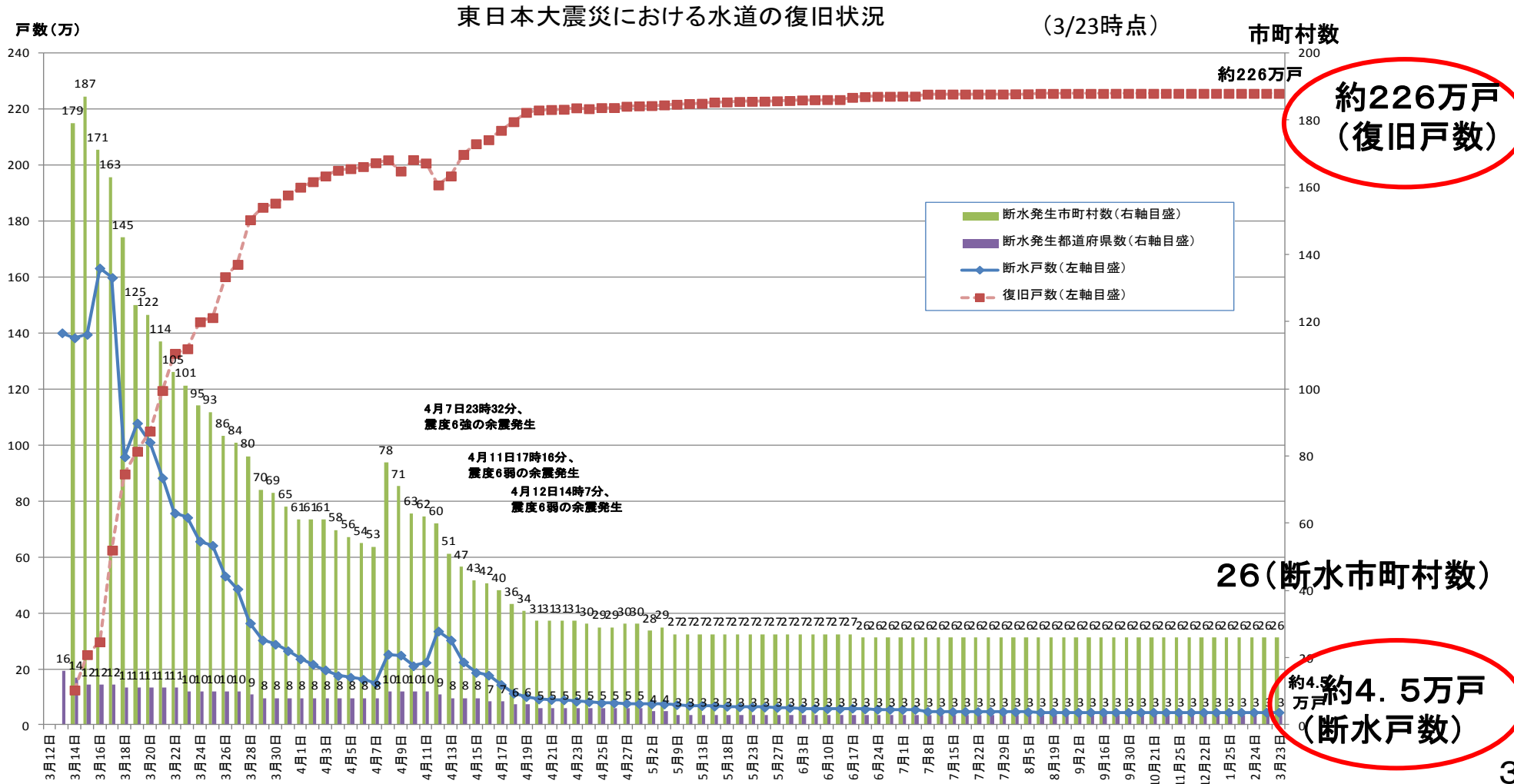
(社会・援護局5月13日時点まとめ)

	施設数 ^{※1}	被災施設数	児童福祉施設		老人福祉施設		障害福祉施設		その他福祉施設	
			全壊	一部損壊 ^{※2}	全壊	一部損壊	全壊	一部損壊	全壊	一部損壊
岩手県	2,142	208	12	29	9	92	9	56	0	1
宮城県	2,712	333	13	131	2	54	11	122	0	0
福島県	2,352	334	2	92	1	168	0	70	0	1
合計	7,206	875	27	252	12	314	20	248	0	2

※1 施設数については、被害のあった施設類型のうち主立ったものについて、平成21年度の各種統計を元に集計。

※2 全壊及び一部損壊の範囲は、県の判断による。「一部損壊」には、建物の一部が利用不可能になるものから設備等の損壊まで含まれる。

- 津波の被災地を中心に、3県で少なくとも4.5万戸の断水被害が生じている状況。これまでに復旧した総数は226万戸。
- 全国の水道事業者、工事業者による被災地での応急給水・応急復旧作業により速やかに復旧
- 今後、水道管の耐震化なども含め、今後の被災地の復旧と一体となった復興を進めていく。



3月中旬以降

4月

5月

6月以降

政府

○官邸対策室設置、緊急参集チーム招集(3/11 PM14:50)

※数値は9/30時点

○緊急災害対策本部を設置(3/11 PM15:14)

被災者生活支援本部(3/17)

○厚生労働省災害対策本部(3/11 PM14:50)

厚生労働省現地対策本部(3/12 AM9:00)

医療

・DMAT(災害派遣医療チーム)による救護活動(3/11~3/22)
▲最大193チームが現地で活動(3/13)

○被災者健康支援連絡協議会(4/22~)

・医療関係団体等の医療チームの派遣・急性期(3/16~) ▲最大約706人(156チーム)が現地で活動(4/15)

約16人(8チーム)活動中。(累計12,155人(2,589チーム))

・薬剤師の派遣(3/17~)

▲最大133人が現地で活動(4/10)

派遣実績
累計1,915人

保健師・看護師等の保健活動(3/14~)

○現地での直接雇用ヘシフト(累計126人(9/2))

59人活動中(累計11,194人)

管理栄養士の派遣(3/20~)

○宮城では全避難所で食事の総点検を2度実施(4/1~、5/1~)
○岩手(5/10~)・福島(4/20~)でも食事の総点検を実施

派遣実績
累計600人

心のケアチーム派遣(3/16~)

20人(7チーム)活動中。(累計3,218人(57チーム))

3月中旬以降

4月

5月

6月以降

医薬品・物資

- 一般・医療用医薬品を被災地へ搬入(3/12～)
- 生協から毛布・飲料水等の物資を配送(3/13～)
 - 医薬品の供給体制を構築(各県ごとに集積所を整備。医薬品の搬入)(3/19～)
 - 一般用医薬品を水産庁巡視船で海路搬送(3/20～)
 - 医療用医薬品を米軍ヘリによる空路搬送(3/19)

※数値は9/30時点

介護・福祉・生活

介護職員等の派遣(3/21～)

22人活動中
(累計1,540人)

被災地の要援護者の他都道府県等へ受入(3/21～)

受入実績
1,850人

仮設住宅の着工(3/19～)

介護等のサポート拠点の設置・運営イメージを情報提供(4/19)

御遺体の埋火葬の体制確保(民間事業者への協力要請等)(3/12～)

生活福祉資金貸付(緊急小口資金)の開始(3/11～)

日本政策金融公庫・福祉医療機構による事業者向けの融資(3/11～)

○発達障害児・者に対する支援策をリーフレットで周知(4/28～)

子ども

○妊産婦・乳幼児に対する支援のポイントを周知(3/18～、4/14・5/20改訂)

○「子どもの心のケアの手引き」等を配付(4/15～)

児童福祉司等の派遣(3/25～)

・震災孤児(240名(10/20時点))、震災遺児(1,323名(10/20時点))を把握

派遣実績
累計181人

3月中旬以降

4月

5月

6月以降

雇用

失業保険の特例(3/12～)

雇用調整助成金の特例(3/17～)

ハローワークの出張相談を実施(3/16～)

○福祉・くらし・雇用などの相談を共同で行うワンストップサービスを実施(4/5～)

雇用創出基金事業による当面のつなぎ雇用の確保 (4/5～)

○被災者等就労支援・雇用創出推進会議(3/28～)

・「日本はひとつ」しごとプロジェクト・フェーズ1(4/5)

・「日本はひとつ」しごとプロジェクト・フェーズ2(4/27)

・「日本はひとつ」しごとプロジェクト・フェーズ3骨子(8/26)

その他

○医療保険制度による支援(3/11～)

- ・被災地に居住し生活にお困りの方は医療機関での窓口負担を免除
- ・保険料の減免(最長1年間)

○介護保険制度による支援

- ・被災された方で生活にお困りの方について利用者負担及び介護保険施設等の食費・居住費等の自己負担の免除等を実施(3/17～)
- ・保険料の減免等(3/11～)

○年金制度による支援

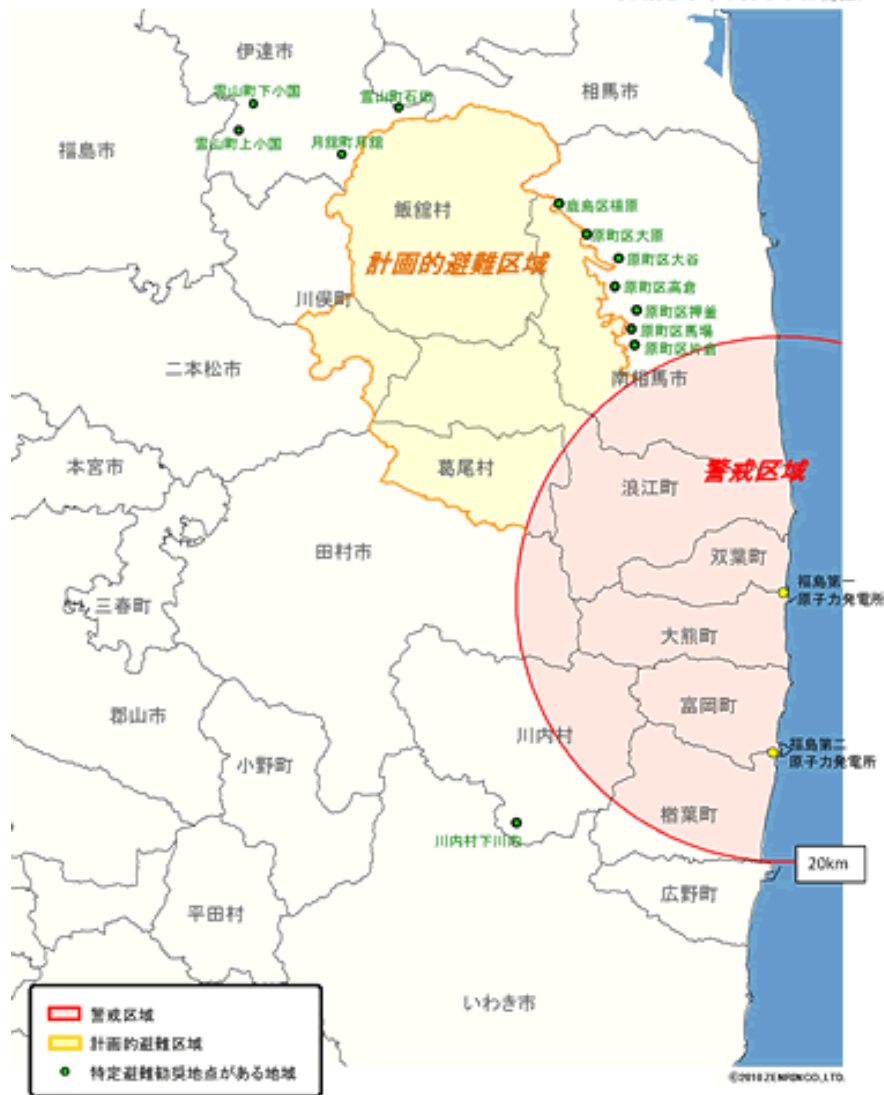
- ・厚生年金保険料の猶予、国民年金保険料の免除(3/13～)
- ・厚生年金保険料の免除(最長1年間)

○生活支援ニュースを配付(4/5～)

○障害福祉サービスの支援(3/24～)

- ・障害福祉サービスの利用者負担や入所者の食費・居住費の自己負担を免除。

警戒区域、計画的避難区域及び特定避難勧奨地点がある地域の概要図
(平成23年9月30日現在)



(1) 被災者の健康支援

- 福島県で実施されている全県民を対象とした「県民健康管理調査」に対して、積極的に技術的・人的支援を実施
- 具体的には、調査の一つである子どもの甲状腺超音波検査を円滑に実施するための医師の確保を行っている。

(2) 相双地域等医療・福祉復興支援センター(1/27設置)

- 緊急時避難準備区域であった相双地域等において、現地のニーズの把握や医療機関・福祉施設の従事者確保の支援等を行うため、相双地域等医療・福祉復興支援センターを設置。(昨年10月に設置された、相双医療従事者確保センターを拡充)

(3) 被災者の搬送(3/19~3/22)

- 屋内待避指示が出ていた20~30km圏内の病院・老健施設等の患者・入居者(約1,700名(6病院約700人、福祉施設約1,000人))を福島県内外へ搬送。

<これまでの対応>

○ 食品中の放射性物質に関する暫定規制値の設定
原子力安全委員会の示した指標値を暫定規制値として設定
(H23/3/17)

○ 食品中の放射性物質に関する検査
地方自治体において、放射性物質の検査を開始(H23/3/18)

検査実施状況

23年3月18日～24年3月31日 138,275件、うち暫定規制値超過 1,204件
24年4月 1日～24年4月30日 13,867件、うち基準値超過 350件

○ 超過食品の回収、廃棄
検査結果に基づき、基準を超えた食品については、同一ロットの食品を回収、廃棄(H23/3/19～)

○ 食品の出荷制限【原子力災害対策本部】
検査結果に基づき、作物の形態、基準を超えた地点の広がり等を踏まえ、県域又は県内の一部の区域を単位として出荷制限等を指示(H23/3/21～)

○ 食品の出荷制限等の解除【原子力災害対策本部】
解除の条件(放射性セシウム)
直近1ヶ月以内の検査結果が、1市町村当たり、3か所以上、すべて基準以下

<今後の対応>

○ 新たな基準値のもと、地方自治体において効果的・効率的な検査が実施されるよう、引き続き各種の支援を行うなど、食品の安全・安心の確保の取組を推進。

<食品中の放射性物質の暫定規制値>

核種	食品衛生法(昭和22年法律第233号)の規定に基づく食品中の放射性物質に関する暫定規制値(ベクレル/kg)	
放射性ヨウ素	飲料水・牛乳・乳製品 注2)	300
	野菜類(根菜、芋類を除く)・魚介類	2,000
放射性セシウム	飲料水・牛乳・乳製品	200
	野菜類・穀類・肉・卵・魚・その他	500

注1) ウラン、プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種についても、暫定規制値が別途定められている。
注2) 100ベクレル/kgを超えるものは、乳児用調整粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しないよう指導することされている。

～暫定規制値に代わる新たな基準値の設定～

<食品中の放射性物質の新基準値>(平成24年4月施行)

核種	食品衛生法(昭和22年法律第233号)の規定に基づく食品中の放射性物質に関する新たな基準値(ベクレル/kg)	
放射性セシウム	飲料水	10
	牛乳	50
	乳児用食品	50
	一般食品	100

注1) 規制対象の核種は、原発事故により放出されたもののうち、原子力安全・保安院が放出量試算値リストに掲載した核種で、半減期1年以上の核種全体(セシウム134と137、ストロンチウム90、プルトニウム、ルテニウム106)。半減期が短く、既に検出がない放射性ヨウ素や大規模な放出が生じていないウランは含まれない。
注2) 放射性セシウム以外の核種については、測定に時間がかかるため、放射性セシウムとの比率を算出し、合計して1ミリシーベルトを超えないように放射性セシウムの基準値を設定。

- ・より一層、食品の安全・安心を確保するため、食品から許容する線量を年間5ミリシーベルトから1ミリシーベルトに引き下げる。
- ・子どもへの配慮の観点から、子どもの摂取量が多い「牛乳」、「乳児用食品」を独立して区分。

■食品の新たな基準値の設定について

1. 見直しの考え方

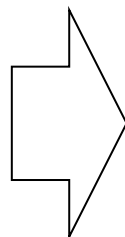
- 現在の暫定規制値に適合している食品は、健康への影響はないと一般的に評価され、安全は確保されているが、より一層、食品の安全と安心を確保する観点から、現在の暫定規制値で許容している年間線量5ミリシーベルトから年間1ミリシーベルトに基づく基準値に引き下げる。
- 年間1ミリシーベルトとするのは、
 - ① 食品の国際規格を作成しているコーデックス委員会の現在の指標で、年間1ミリシーベルトを超えないように設定されていること
 - ② モニタリング検査の結果で、多くの食品からの検出濃度は、時間の経過とともに相当程度低下傾向にあること
- 特別な配慮が必要と考えられる「飲料水」、「乳児用食品」、「牛乳」は区分を設け、それ以外の食品を「一般食品」とし、全体で4区分とする。

2. 基準値の見直しの内容（新基準値は平成24年4月施行。一部品目については経過措置を適用。）

○放射性セシウムの暫定規制値※1

食品群	規制値
飲料水	200
牛乳・乳製品	200
野菜類	500
穀類	
肉・卵・魚・その他	

※1 放射性ストロンチウムを含めて規制値を設定



○放射性セシウムの新基準値※2

食品群	基準値
飲料水	10
牛乳	50
一般食品	100
乳児用食品	50

（単位：ベクレル/kg）

※2 放射性ストロンチウム、プルトニウム等を含めて基準値を設定

(1) 水道水の摂取制限について

- 水道水中の放射性物質の指標等を超過した時には、厚生労働省より、水道事業者に対して、摂取制限等を要請(放射性ヨウ素300Bq/kg(乳児は100Bq/kg)、放射性セシウム200Bq/kg)

(2) 摂取制限実施状況

- 乳児による摂取制限は3/21～5/10にかけて20事業(地域)で実施。そのうち福島県飯舘村を除く19事業(地域)は、4/1までに制限を解除。
- 一般による摂取制限は3/21～4/1に福島県飯舘村で実施。
- **福島県飯舘村で乳児による摂取制限を解除(5/10)して以降、乳児又は一般における摂取制限を行っている地域はない。**

(3) モニタリングの実施

- モニタリング方針(4/4公表)に基づき、福島県・近隣10都県を重点地域として、1週間に1回以上検査を実施。(東電福島原発事故後、最初のモニタリングは3/16)
 - ・放射性ヨウ素は3/16～3/24までに濃度ピークが見られ、3月下旬以降減少
 - ・放射性セシウムは、放射性ヨウ素と比較して低濃度
 - ・**4月以降は全域で検出下限値未満又は微量濃度の検出のみ**

(3) 放射性物質対策検討会中間とりまとめ

- 水道水中の放射性物質対策について審議。6/21に中間とりまとめを公表。6/30にモニタリング方針を一部改正(中間とりまとめの内容)。
 - ・東電福島第1原発から大量の放射性物質が再度放出されない限り、摂取制限等の対応を必要とするような水道水への影響が現れる蓋然性は低い。今後も、モニタリングを継続実施。

中間とりまとめ及びモニタリング方針に基づき、当面の間モニタリングを継続して実施。

水道水中の放射性物質に関する指標の見直しについて

新たな目標を設定する放射性核種

- ・飲料水の規制値と同様、放射性セシウム(セシウム134及び137)を対象とする。

※放射性セシウム以外の核種は、放射性セシウムの管理目標値により一括して管理する。

放射性セシウムの新たな目標値

- ・衛生上必要な措置に関する水道施設の管理目標とする。
- ・放射性セシウム: 10Bq/kg(セシウム134及び137の合計)とする。

(参考)昨年3月19日及び3月21日に関係者宛通知した水道水中の放射性物質の指標等
放射性ヨウ素300Bq/kg(乳児は100Bq/kg)、放射性セシウム200Bq/kg)

目標値を超過する場合の対応

- ・管理目標値を超過する場合には、直ちに原因を究明する。
- ・水道施設の重大な欠陥等によって、長期間継続して超過することが見込まれる場合には、ろ過施設の補修、水源の切替等の線量を低減させるための措置を検討し、その間の給水による衛生上の問題を回避する。

○ 東電福島第一原発で事故の復旧作業に当たっている作業員の一部は、放射線被るあがクスリのくば環境下で作業を続けているため、国としてもその健康管理に万全を期していく。

※ 原子力災害の拡大防止を図るため、東電福島第一原発における緊急作業時の被ばく線量の上限を100mSvから250mSvへ引上げ。(特例省令。平成23年3月14日施行)。ステップ2完了とともに特例省令を廃止し、緊急作業時の被ばく限度を100mSvに引き下げるとともに、引き続き緊急作業に従事する一部の者(約500人)を除き、原則として通常の被ばく限度(年間50mSv、5年100mSv)を適用(平成23年12月16日)。

※ 「東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」(平成23年10月11日)を策定。

作業員の被ばく線量管理・健康管理の徹底

○ 東京電力に対する指導

作業員の健康確保のため、次の事項等について東京電力に対して指導

- ・ 被ばく線量の低減、被ばく線量の迅速な測定・評価
- ・ 健康診断の実施や日常的な健康チェックの実施
- ・ 医療体制の整備、休憩施設の整備 等

○ 長期的な健康管理体制の構築

- ・ 東電福島第一原発で緊急作業に従事した全ての作業員の被ばく線量や健康診断の情報を蓄積するデータベースを構築。
- ・ 被ばく線量の照会(平成24年1月10日開始) 離職者からの健康相談業務を実施(平成24年3月16日開始)。
- ・ 現に職業に就いていない者等に対するがん検診等の費用援助

長期的な健康管理の全体像

